第十九条第二項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

４　登録認証機関は、その保有する情報（登録認証機関が認証に関する業務を円滑に行うために他の登録認証機関から提供を受けることが必要な情報として主務省令で定めるものに限る。）について、他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該依頼に応じ、当該情報を提供しなければならない。

第二十条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十一条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第二十二条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十三条第二項第三号及び第四号中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第二十四条、第二十五条並びに第二十六条第一項から第四項まで及び第六項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十七条、第三十条第一項から第三項まで及び第三十一条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第三十二条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第三十三条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第三十四条中「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十五条第一項から第三項までの規定中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十七条第一項中「付して」を「付し、又は国内において外国格付の表示（当該外国の政府機関その他これに準ずるものから認証又はこれに相当するものを受けて行うものを除く。）を付して」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　認証外国格付表示業者が、第十二条の二第一項又は第二項の規定に基づき、その輸出に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付する場合

第三十九条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、「前項中」の下に「「前三項」とあるのは「第一項又は前項」と、」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「農林水産大臣は、前二項」を「主務大臣は、前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　主務大臣は、第十二条の二第一項又は第二項の規定に基づく外国格付の表示が適当でないと認めるときは、当該外国格付の表示を付した認証外国格付表示業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は外国格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

第四十一条中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、第三章第七節に次の一条を加える。

（外国格付の表示の除去等）

第四十一条の二　取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者は、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付してある格付の表示を国内において除去し、又は抹消した場合であって、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に第十二条の二第一項又は第二項の規定により当該格付の表示に係る外国格付の表示が付してあるときは、直ちに、その外国格付の表示を除去し、又は抹消しなければならない。

第五十九条第三項及び第四項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第五項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第六十一条第一項中「農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令）」を「主務大臣（内閣府令・主務省令）」に改め、同条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・主務省令」に改め、同項各号中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第六十四条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第六十五条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、「認証輸入業者」の下に「、認証外国格付表示業者」を、「同じ。）」及び「立ち入り、格付」の下に「、外国格付の表示」を加え、同条第四項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・主務省令」に改め、同条第五項及び第八項各号中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第六十六条第二項中「認証輸入業者」の下に「、認証外国格付表示業者」を、「格付」の下に「、外国格付の表示」を加える。

第六十八条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第六十九条の見出し中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「指定農林物質」を「指定農林物資」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第十二条の二第一項又は第二項の規定により国内において外国格付の表示を付された農林物資（その包装、容器又は送り状に外国格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）又はその包装、容器若しくは送り状に当該外国格付の表示に係る格付の表示が付されていないと認めるとき。

第六十九条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第七十条の見出し中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第一項中「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第八十三条を第八十五条とし、第八十二条を第八十四条とする。

第八十一条第一項第一号中「第七十六条（第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号」を「第七十八条（第五号から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号」に改め、同項第二号中「第七十六条（第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号」を「第七十八条（第五号から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号」に、「第七十七条」を「第七十九条」に改め、同条を第八十三条とし、第八十条を第八十二条とする。

第七十九条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第八十一条とし、第七十八条を第八十条とし、第七十七条を第七十九条とする。

第七十六条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第十二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　第四十一条の二の規定に違反したとき。

第七十六条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「格付の表示」の下に「、外国格付の表示」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者又は認証外国流通行程管理者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第十二条の二第三項又は第四項の規定に違反したとき。

第七十六条を第七十八条とする。

第七十五条中「、農林水産省令」を「、主務省令」に、「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・主務省令」に改め、第六章中同条を第七十七条とする。